

国連総会

公式記録

第 71 会期

補遺 No.1

A/71/1

国連の活動に関する事務総長報告書

国際連合・ニューヨーク、2016

注

国際連合文書の記号は、数字が組み合わされた文字で構成されている。そのような記号への言及は、国際連合文書への参照を意味している。

目次

章	頁
I. 序	4
II. 国連の活動	11
A. 持続的経済成長と持続可能な開発の促進	11
1. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	11
2. 気候変動に関する行動の必要性	14
B. 国際の平和および安全の維持	16
1. 紛争予防と仲介	18
2. 平和活動	20
3. 文民の保護	23
4. 移行ミッション	25
5. 平和を持続すること	25
6. 民主的移行と選挙	27
C. アフリカの開発	28
D. 人権の促進と保護	29
E. 人道援助努力の効果的な調整	33
F. 司法と国際法の促進	35
G. 軍縮	37
H. 薬物統制、犯罪予防とあらゆる形態および表現における国際的なテロリズムとの闘い	39
III. 国連の強化	44
IV. 結論	47

第 I 章 序

1. 私が、国連の活動に関する私の 10 回目のそして最後の年次報告書を加盟国に提出した時、私は、加盟国と世界の人々が、国連の歴史におけるいかなる時点よりも、国際連合により多くのことをすること、つまり活動のより多くの分野において、より多くの場所において、より多くの努力を必要とするような状況において、することを求めていることを年次報告書の中で私が述べた、私のまさに最初の年次報告書の最初の行を思い出した。この傾向は、国際連合事務局の長としての私の 10 年を決定づける特徴である。私が職を去る準備をしている時、国際連合は、いままで以上により多くの、そしてより危険な、場所により多くの政治ミッションと平和維持要員を展開してきている。国連は、国際連合創設以来のいかなる時よりも自宅を追われた多くの人々を含む、過去最大の人道問題の件数を扱っている。持続可能な開発と気候変動に関する大胆な新しい合意の採択の結果として、国連は、いままで以上に、野心的な持続可能な開発アジェンダを持った。国連に関する多様な要請のその他の時期にもかかわらず、国連の地球規模の活動と計画の現在の規模と複雑さは、国連が限定された資源で取り組んでいる時でさえ、前例がない。徐々に発展している必要性和機会に適合させることにより、国連は、国連がその任務を果たす方法についてより効果的且つ効率的になってきた。しかし、増加した要請は、国際連合が任務を果たし続けることができるように加盟国からの投資と信頼の増加を究極的に要求している。

2. 国際連合に対する要請のこの増加している水準は、劇的に変化している地球規模の情勢といずれの国も単独では立ち向かうことができない課題の増加と一致している。このことは私たちに、問題解決のためのフォーラムや責任分担の道具としての国際連合の永続する価値を改めて思い起こさせる。このことは、構造上の混乱と急激な変化の 10 年だった。グローバリゼーションは、繁栄と共有したグローバル・コミュニティと人道という感覚のために多くの機会を先導した。しかし、より多くの機会を得て、より多くのリスクと思いがけない課題が生じた。モノと人が国境を越えて継ぎ目なく移動するのと全く同じように、疾病、兵器および過激主義の宣伝もまた移動する。世界の一部における出来事が、地球全体に波紋を呼ぶ。この 10 年は、財政的、食料のまた燃料の危機から中東および北アフリカにおける社会不安の波まで、地球規模の影響を伴った一連の危機により特色付けられた。これらの妨げは、資源を開発から離れて危機対応に向けて転用しそして多くの地

方において恐怖と不安を拡大した。私の在職期間を通して、指導者や世界的な機関は、変化に遅れずについていくためまたその結果を管理する自らの能力における一般の信用を持続させるために努力した。このことは、「我ら人民」の声が、地球規模の問題において、ますます、完全に聞かれたソーシャル・メディア世代の最初の 10 年だった。人々は、自らの指導者により多くをまた国際連合により多くを当然のことながら要求した。私は、国連が彼らに与えた、と同時に将来まで延々と与え続けることができるように変化している、世界に心からまた適応している時としてこの 10 年を回想すると信じている。

3. 私は、急速に変わりつつある世界における相互依存を深めることに対して、国際連合を適応させること、そして適応している加盟国を支援することを決意して職に就いた。この目的のために、私は、国連の機能と有効性を改善するための一連の構造改革とその他の措置に、それと同時に、国連の活動の三つの柱、平和と安全、開発および人権を通した自らの公約を守る加盟国のために強力に政策提言することにも、着手した。私の努力の多くは、このつい最近の報告対象期間内に実を結んだ。

4. 開発の分野においては、私の在職期間を通して、私は、ミレニアム開発目標の約束を守ることとその実施を加速することを唱道した。私たちは、世界的な貧困を半分まで削減すること、という第一のミレニアム開発目標を達成した。私たちは、より多くの女兒を学校に入れそしてより多くの母親を出産時の死から救った。これらは、小さな手柄ではないが、尊厳ある人生を全ての人に提供するには十分ではない。世界中の人々が、子どもに食べ物を食べさせるために、生活費を稼ぐためにそして尊厳と平和のある人生を送るために苦しみ続けた。ミレニアム開発目標の締め切りが近づいた時に、私たちは、その後にくるものは、経済成長、社会正義および環境の管理責任をより十分に統合することが必要であることを認識した。印象的な世界的連合が、2015 年 9 月にアジェンダ 2030 の一部として加盟国により採択された一覧の持続可能な開発目標を巧みに作るために、団結した。これらの目標は、平和、正義および強力な制度のような主要な目標を網羅することを含めて、その前にあったものよりも普遍的で、より幅広くそしてより包括的になるように設計されている。

5. 私たちは、気候変動の影響を偽りなく感じる最初の世代でありそしてその最悪の影響が起こることを防ぐための意味ある措置を取ることができた最後の世代であることを認識しつつ、私は、こ

の実存の脅威について指導的な役割を行うことを私の在職期間の早いうちに決心した。私が就任した時、国際的な気候変動に関する交渉は、進展が遅くそして国際連合事務総長が、果たす個人的役割を持っているということは一般に受け入れられていなかった。しかしながら私は、国際連合の活動のあらゆる分野に既に影響を持っている、私たちの時代の課題を定義することに対する世界的な対応を弱体化していることに直面して、待機することはできなかった。私は、世界の最悪の影響を受けた部分の幾つかを訪ねつつ、そして世界的な重要議題に加えて、気候変動の資金調達の問題を含めて、問題を置き続けるため多種多様のその他の活動に着手しつつ、世界の指導者達と直接に関わり合った。世界の指導者達、市民社会、民間部門および多くのその他の関心をもった関係者による多くのレベルでの世界的な行動が結びついて、その努力が 2015 年のパリ協定の一因となった。同協定は、人々、地球そして多国間主義それ自身にとっての勝利であった。2016 年のアースデイに、世界的な記録を破って、175 か国が同協定に署名した。多くの困難な仕事があるが、私は、問題が、効果をもたらすために時間内にそれが値した関心を引いたことに元気づけられて職を去るつもりである。

6. 女性が、国際的な重要な政策課題を通じた進展を駆り立てる鍵を持っている。そのことを心に留めて、私は、私の在任期間中女性のエンパワーメントを極めて重要な任務とした。私は、UN ウィメンを実現しそして母親や子どもの健康、性的暴力および女性の経済的エンパワーメントのような問題について特別な活動を行った。私は、国際連合における上級者の任命でのジェンダー・バランスを改善することを通して実例を作ることを試みた。私たちは、平等には達していないが、私の在任期間中多くのガラスの天井を破っている。私が職に就いたとき、現場での平和活動を率いている女性はいなかった。今や、国際連合ミッションの四分の一近くが、女性によって率いられている。私はまた、最初の法律顧問、最初の女性の警察顧問、最初の女性の部隊司令官そして事務次長補または事務次長レベルで 100 名以上の女性を任命した。

7. 若い世代の人々の過去最大の世界的支持を得て、私は、青年のエネルギーを利用することをまた求めた。私たちは、自らの問題についての意見に対する、青年のエネルギー、情熱そして熱心な要望を何度となく見た。私は、28 歳の青年担当特使を任命することにより、また国際連合における私たちの意思決定において「後継世代」の者の意見が聴かれることを確保するためのあらゆる取組を行うことにより、対応した。私は、若い人々の懸念を聞きそして明日の指導者としての彼らを勇

気づけるため、可能な場合にはどこでも、忘れずに若い人々と会合した。

8. 平和および安全の分野において、私は、私の在職中を通して、仲介と予防外交における国際連合の能力を強化することを始めつつ、紛争予防を優先した。これらの改革の証明は、国際連合からの予防外交、仲介そして仲介支援を求める加盟国や地域のパートナーからの 10 年を通してまた世界中で強められた要求においてなされてきた。2016 年だけで、平和活動における国際連合要員および国別現地チームが、暴力的な紛争が起こるのを防ぎそして対話を促進するため世界中で慎重に活動するとは言え、私の特使たちは、シリア・アラブ共和国、イエメン、リビアやその他の場所で外交の骨身をおしまない活動を続けている。私は、加盟国が、紛争予防の義務を指摘することにより、平和活動、平和構築そして女性および平和並びに安全に関する私たちの行動についての最近の一連の独立再検討に対して対応してきたことを嬉しく思う。私たちは、このレトリックを現実継続的につなげるためにする多くの仕事がある。その繋がりで、私は三つの柱、平和と安全、開発そして人権をより良く結びつけるためにまた国際連合による内部の意思決定のための原則として暴力の予防に用いるため人権アップ・フロント・イニシアティブを始めた。

9. 私の在職期間中、国際連合は、世界で二番目に大きな部隊の展開者となった。平和維持活動の展開は、最高記録に達した。展開は、単に大きいだけでなく、はるかにより複雑で時々より遠く離れていた。環境に影響を及ぼすことは、多くの地域において安全状況が悪化したように、ますます危険になった。このことは、私たちに、平和活動をより対応的に、効果的にそして説明責任があるようにさせるために継続して導入することを要求した。それに応じて、私の在職期間を通して、平和と安全の領域における安全保障理事会の構造に対する重要な改革があった。私が職に就いた時、新しい平和構築構造は、現場から離れておりそして、私の在職の間を通して、それは戦争の惨害に苦しんだ諸国に平和をより上手く築きそして持続するための私たちの活動にしるしを残した。加盟国は、私たちがここに至るまでに学んできた多くの教訓を記している平和を持続することに関する革新的な決議をまさに採択してきている。

10. 私はまた、私の在任期間に、平和活動を展開することと管理することのために私たちのシステムを改革することに取り組んだ。このことは、フィールド支援局の設立で始まりそして私たちが平和活動をより良く管理できそしてそれを支える地球規模のパートナーシップを深めることができ

る方法について、重要な勧告を行った、平和活動に関するハイレベル独立パネルからの提案で終わった。パネルの考えの幾つかは、必然的に私の後継者が扱うことになりそして最も重要な部分の多くは、加盟国の手にあるが、私の権限の下にあるものの大部分は、私の任期が完了する時まで十分に実施されることが期待されている。

11. しかしながら、それらが必要な政治的意思と信頼の更新と共に遂行されない場合には、私たちの活動の将来の有効性にとって制度上の改革だけでは、十分ではない。平和活動に対する異なったやり方で貢献する加盟国の中の、そして加盟国と事務局との間の契約は、近年の課題の幾つかによりぼろぼろになってきておりそして特に受け入れ政府が問題になることに同意している場合において、回復させられることが特に必要である。私は、西サハラからの国際連合文民要員の追放に対する安全保障理事会の消極的反応に特に失望した。私は、それが始まる前に暴力的紛争を防止することをより良く行うために私たちが緊急に必要な明解なコンセンサスのために、紛争予防のための私たちの能力を強化するための新提案に対する支持が限定的であったことにまた失望した。

12. 悪化しつつある安全保障環境は、私たちに他の方法にも取り入れることを要求した。この報告対象期間は、史上初の国際連合緊急保健ミッションの終了間近で始まった。国際連合エボラ緊急対応ミッションは、私たちの相互に結びついた世界が、しばしば起こることを常に経験している異常な危機の種類に対応する国際連合の政治的、物質的およびその他の能力の柔軟なそして創造的な使用の重要かつ成功した例であった。組織犯罪や暴力的な過激主義のような新出現の脅威もまた、新しい対処方法と原則に基づいた集団的対応を要求した。この取組の一つの主要な収穫は、暴力的な過激主義を防止するための私の行動計画であった。私は、加盟国が、治安に基づくテロ対策措置だけでなく個人を過激化しそして彼らが暴力的な過激主義者集団に加わることを駆り立てる根本的な条件に対処する組織的な予防措置を網羅している包括的な対処方法に対する私の計画の中の呼びかけを支援したことが嬉しかった。私は、このこととそのテロ対策戦略の総会の再検討に対するフォローアップにおけるそして関連する問題について、関与が継続することを期待している。

13. もう一つの新制度は、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用に対する対応だった。ここでは合同調査制度が、これらの非人道的な兵器の具体的使用を調査することとその将来の使用の抑止物として行動することの二重の目的で役立っている。より一般的には、私は、核兵器、通常兵

器および小型武器について、軍縮アジェンダを通じた行動を唱道した。私は、非拡散アジェンダを活性化しそして無差別兵器から文民と戦闘員を保護するための措置を先に進めることを求めた。私は、外交の価値の証である、イラン・イスラム共和国の核計画に関する合意の 2015 年 7 月の採択を歓迎することができて特に嬉しかった。

14. 私の在任期間は、世界中での前例のない人道的な必要性とこの機構の創立以来最高水準の強制移動が同時に起こった。より世界規模の、説明責任のあるそして強固な人道制度に対する私の政策提言は、ついに 2016 年に世界人道サミットになった。取組は、ニューヨークで 9 月に開催されることになっている難民と移民の大規模な移動に対処することに関するハイレベル本会合に続いている。私の全体にかかわるメッセージは、私たちの同胞が必要とするものへの対応において地球規模の連帯を求めるものである。このことは、私が職に就いた丁度その時、人権理事会の設立に対する支援で始まりそして死刑の廃止と性的指向またはジェンダー・アイデンティティに基づく差別を終わらせることのためのキャンペーン、並びに私の人権アップ・フロント・イニシアティブに続いている、人権の優先順位付けのための政策を提言することにおいて最初からぶつかることを試みてきたテーマであった。私は、持続可能な開発目標において、私たちの平和および安全保障戦略において、そして暴力的な過激主義に対処する私たちの取組において、反映された人権アジェンダを見ることで、私が職を去るに際し、元気づけられている。私たちの専門的な人権制度が、問題の十分すぎるほどのアジェンダをまだ持っているとは言え、全ての私たちの活動の中心に人権を置くための努力は、当然のこととして、私たちが行うあらゆる事において人権を前面に置くという約束の具体的な表現である。

15. 私が国際連合に到着した時、私は国連職員のものすごい献身と彼らが働いているシステムの弱さとの間の格差に衝撃を受けた。加盟国もまた、私に、加盟国が国連とその資源のより透明な、説明責任のあるそして効果的な管理を期待しているという明解なメッセージを送ってきた。対応において、また増大している要求と公約を果たすことを国際連合に可能にするために、私は、制度上のまた管理上の改革に優先順位をつけた。私は、透明性と誠実さを促進するために内部管理および監視制度並びに手段に焦点を絞ったものを含めて、説明責任制度を強化するための措置を講じた。これらは、独立監査諮問委員会の設立、新しい内部司法制度の実施および平和維持活動と特別政治ミッションの長を含めるため上級管理者契約の拡大を含んだ。私はまた、流動性を含む、新しい人的

資源政策を導入した。私は、近代的な管理慣行と事業過程により支えられた世界規模の組織への事務局の発展のため押し進めた。これらの改革の多くは、私が私の任期を終わらせる時実現しそして私は、国連の次の 10 年間のためにまたそれが対応しなければならないより複雑な世界のために十分準備した国連を、私の後継者のために正しい場所に残せることを嬉しく思う。

16. 私は、パートナーシップの力を利用しつつまた地球規模の緊急の課題に対する対応を追求して様々な関係者を呼び集める国際連合の招集権限を利用しつつ、地球規模の場で新しい通信技術、新しいメディアおよび新しい関係者の出現を上手く活用することをまた求めた。マルチ・ステークホルダー・イニシアティブが、女性の健康と子どもの健康、持続可能なエネルギーと飢餓のような課題に対処するため設立された。私は、国内のまた地球規模のレベルで極めて重要なアジェンダを先に進めることにおいて重要な役割を果たしている、議会や市民社会組織に対して、さらにもっと国際連合の扉を開くことを追求した。

17. 国際連合にとって注目すべき 10 年間だった。希望の光としてこの組織を知って育った誰かのように、それは仕えることが特別な名誉だった。私は、世界中の加盟国と多くの献身的な同僚と一緒に働いてきた。あまりにも多くの職員が、国際連合憲章の原則に仕えることに自らの命を与えてきている。その犠牲者をたたえる最善の方法は、私たちの取組を倍加することである。私は、私たちが協力する時私たちが成し遂げることのできる変容を、見てきている。しかし、事務総長としての私の旅において、私は失望、窮状、絶望をまた見てきている。あまりにも頻繁に、これらの恐怖は、人間が創り出したものである。私は、国際連合が最も脆弱な者にとって必要なものに対応することを確実にするために出来ることを行ったが、活動は決して終わってはいない。私は、今年末に私の任務を終えそして私の後継者に、初代の事務総長を引用して、世界で最も不可能な仕事のあらゆる成功を私の後継者に希望して、バトンを渡すつもりである。それはまた最高に意気を高めることである。

第Ⅱ章

国連の活動

A. 持続的な経済成長と持続可能な開発の促進

18. この報告対象期間は、持続可能な開発探求の一つの時代の終わりとそこに世界の隅々にまである貧困、不平等および排除を根絶する私たちにとっての本当の機会がある、新しいまたさらに有望でさえある局面の始まりを記した。ミレニアム開発目標の後ろにある地球規模の動員は、10億人以上を極貧から引き上げ、飢餓に対して食い込み、今まで以上により多くの女兒が学校に通うことを可能にし、そして私たちの惑星を保護するのを助けた。それらは、新しいまた革新的なパートナーシップを生み出し、世論を刺激しそして野心的な目標を設定することに非常に大きい価値を示した。けれども、「極貧のみじめなそして非人間な条件から、同胞の男性、女性そして子供を自由にするための努力を出し惜しまない」という、2000年に世界の指導者たちにより結ばれた画期的な公約は、2015年の期限までには十分に達成されなかった。

19. 何百万人もの人を後に残しつつ、不平等は続きそして進歩は、地域を通して諸国間や諸国内でむらがあった。このことは、暴力が逆行しているかまたは開発における進歩が損なわれている場所では特に当てはまる。過去10年間における紛争の劇的な盛り上がりや再発は、得られた利益をもの凄く減らした。分極化と危機が大きくなる時には、持続可能な開発のための新しい時代が必要とされる。ミレニアム開発目標を達成するための取組からの経験と証拠は、私たちが行うべきことを知っていることを示したが、また根本原因に取り組むことができるまた持続可能な開発の経済的、社会的および環境的次元を統合するため多くのことを行うより深いアプローチの必要性を表した。

1. 持続可能な開発のための2030アジェンダ

20. 2015年9月15日に、世界の指導者たちは、歴史的な持続可能な開発のための2030アジェンダを採択するためにニューヨークに集まった。同アジェンダは、国際連合の歴史において最も包括的で全体論的な過程の一つの成果である。次の15年のための地球規模の枠組と「誰も置き去りにしない」に対する加盟国の約束なので、それは私たちが生活したい世界のグローバル・ビジョンを

要約している。

21. 同アジェンダは、17 の持続可能な開発目標に掛けられている。これらの目標は、全ての諸国と利害関係者に (1) あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ、(2) 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する、(3) あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する、(4) 全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する、(5) ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る、(6) 全ての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する、(7) 全ての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する、(8) 全ての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する、(9) レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る、(10) 国内および国家間の不平等を是正する、(11) 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする、(12) 持続可能な消費と生産のパターンを確保する、(13) 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る、(14) 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する、(15) 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る、(16) 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する、そして最後に、(17) 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化し、を約束している。目標には、169 の具体的目標がある。

22. これは、持続可能な開発の、社会的、経済的および環境的次元を統合している。そして人権と貧困、飢餓、世界的流行病、不平等、環境悪化、気候変動、強制移送、暴力および過激主義の相互に結びついた根本原因に対処している、野心的なアジェンダである。持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、ミレニアム開発目標とその他の国際的に合意された約束から学んだ教訓に基づきそして拡大された。それは、気候変動に関する国際連合枠組条約の下でのパリ協定、仙台防災枠組 2015-2030、および第三回開発資金会議のアジス・アベバ行動目標を含む、2015 年にまた報告対象期間に達成された幾つかのその他の地球規模の合意により強化されまた強化している。

23. 仙台防災枠組 2015-2030 は、あらゆるレベルの開発における災害リスクの管理を指導することを目的としている。それは、教育、保健、農業、水およびエネルギーを含む、全ての関係者の中の優先した措置と投資を通して、新しい災害リスクを予防しそして既存の災害リスクを削減することに焦点を絞っている。国のまたは地方の災害リスクを 2020 年までに削減する戦略を持っている数が増えている諸国に焦点を絞ることは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと気候変動に関するパリ協定の下での国の計画立案を補完する明確な機会である。

24. これらの相互に補強しているアジェンダは、新しい出発を示している。課題は、今や、実施にある。このことは、いずれかの関係者だけでは達成できない。地球的規模での野心は、地域が所有した、ジェンダー対応の実施戦略に基づき、全ての共同体や国による行動に移すことが必要である。国の持続可能な開発計画、戦略および予算へのジェンダーの視点の組織的な統合は、優先されることが必要である。諸政府は、過程を駆り立てなければならない。諸政府は、指導力および主体的取組を示しそして政策、法令および資源を持続可能な開発目標と合わせなければならない。目標内の相乗効果を上手く利用することは、急速な実施に役立つことになる。この調子で、アジス・アベバ行動目標は、必要な政策と定期的な枠組を設定することを諸国に約束しそしてそれは、消費、生産および投資パターンにおける変化に励みになるものを与えている。同行動目標は、また、あらゆる政府開発援助（ODA）の約束の実施が非常に重要なままであることをくり返し表明し、そして、公的および私的な資源からの大きな変化を起こしている追加の資源動員での ODA の役割を強調している。それは、持続可能な開発に対する南々協力の増加をまた歓迎している。

25. 特別な努力が、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国においては必要である。これらの諸国は、紛争の影響を受けた国家と一緒に、持続可能な経済成長と開発に関する最も大きな制限に直面している国際社会の階層を代表している。国の指導力と主体的取組が決定的であるとは言え、これらの諸国は、金融資源、政策助言および技術援助のための世界的なパートナーシップに頼っている。イスタンブール行動計画、行動計画の中間の再検討で採択された政治宣言、ウィーン行動計画およびサモア・パスウェイは、これらの諸国の集団の課題と機会に対処するコンパクトである。これらは、アジェンダ 2030 を補完する行動計画に専念している。2017 年に運用化されることになっている、後発開発途上国向け技術銀行は、国の能力を強化する可能性を有しそして国際

的に合意された開発目標を達成するため後発開発途上国に専門知識を提供する。

26. 資金調達もまた、実施するための鍵となる。開発のための資金調達に関する経済社会理事会フォーラムは、これに関連した主要な最初の措置であった。その重要な議論に対する入力情報として、開発のための資金調達に関する機関間タスクフォースは、持続可能な開発目標のための具体的目標実施手段を含む、アデイス行動目標に含まれた 300 以上の公約と行動議題を計画した報告書を作成した。それは、監視枠組を創造しそして今後においてその実施を監視するための資料源と手段を提示している。もう一つの重要な入力情報は、ワシントン D.C.において多数国間開発銀行により開催された、第一回グローバル・インフラストラクチャ・フォーラムであった。

27. 実施および実施のための説明責任は、上質の、アクセス可能なそして時宜を得た資料なしに、またつまづくことになる。経済社会理事会の統計委員会は、地球規模の指標枠組に合意してきた。進展の監視と評価のための指標枠組の実施は、多くの諸国において課題を示し、そして国内の統計能力は、強化されなければならない。その 46 会期において、統計委員会は、持続可能な開発目標の実施の統計上の監視と報告のための戦略的指導力を提供するため持続可能な開発のための 2030 アジェンダに対する統計についてのパートナーシップ、調整および能力構築のためのハイレベル・グループを設立した。データ革命は、地球規模の指標枠組に対する重要な支援者である。統計委員会は、幅広い範囲のパートナーと利害関係者との対話を強化するため 2016 年末の国際連合世界データ・フォーラムの準備に向けて既に活動している。

28. アジェンダ 2030 の採択を考慮して、「ミレニアム開発目標、具体的目標および指標：統計表」と表題のついた本報告書に毎年付けられる添付文書は、継続されなかった。その代わりに、総会決議 70/1 第 83 項に従って、ハイレベル政治フォーラムを知らせるための地球規模の指標枠組に基づくアジェンダ 2030 に関する年一回の進捗報告書がある。「持続可能な開発目標、具体的目標および指標：統計表」と表題のついた添付文書は、その進捗報告書に含まれる。

2. 気候変動に関する行動の必要性

29. この報告対象期間は、気候変動と闘いそして私たちができるところでその影響を逆にするため

新しい緊迫感と私たちの時代で一番経験に基づいた探究の旅に対する新しい希望を見た。気候変動は、持続可能な開発と極度の貧困の根絶の達成に対する最大の脅威を示している。2015年の年は、近代的な記録管理が始まって以来、最も暖かかった。2011年から2015年の5年間は、記録上最も暖かかった。気候変動の主要原因の、二酸化炭素のレベルは、観測史上初めて世界的に100万分の400を越えた。科学は、水晶のように透明である。人々の生活における、増えつつある可視的な効果も同様である。毎年、私たちは、特に世界の最も貧しいまた最も脆弱な住民に対する影響が、増加している証拠を見ている。太平洋のかなり脆弱な島国からアフリカの角全体の干魃に見舞われている地域まで、気候変動の影響は、持続可能な開発を達成する途上国の能力を損ねておりまたある事例においては、まさにその生存を脅かしている。気候変動に関する行動は、持続可能な開発に関する行動を強化する。気候変動アジェンダの下で行われた投資は、開発における投資である。社会のあらゆる部門を通じた地球規模の協力は、この課題に対処することにとって不可欠である。

30. 報告対象期間は、野心的な気候協定の締結の成功に対して貢献するため私が行ってきた10年の努力が実を結んだことを目撃した。ニューヨークにおける2014年の気候サミットの成功裡の終了とリマでの国際連合気候変動枠組条約の第20回締約国会議の後で、2015年の末にパリで新しい協定を成就させることに向けて、私は政治的意思を動員することおよび排出量を削減しそしてレジリエンスを強化するため現場での野心的な行動を利用することという、二つの主要な目標を設定した。2015年の国家および政府の長の関与は、野心的な協定を成就させることに対して、また不可欠であった。そのために私は、パリにおける締約国会議の第21回会期の前段階において最高のレベルでの関与を刺激するために指導者たちを二つの機会に招集した。これらの出会いは、主要な諸国間に幅広いコンセンサスをもたらしそしてパリにおける合意に向けた力強い勢いを提供した。

31. 2015年12月12日のパリ協定の採択および2016年4月22日のパリ協定のハイレベル署名式典は、人々および地球にとっての多数国が参加した達成の注目すべき年を締めくくった。それは、2020年までにまたその後の温室効果ガスの排出を削減することにより、気候変動を緩和するためのそして、人権およびジェンダー平等に敏感なやり方で世界経済の気候変動に強靱な変革のための強固な基礎を提供する世界中の全ての諸国の本当の公約と野心を示した。

32. 今や、公約を行動に移すことが極めて重要である。この変革は、全ての者にとってより安全で、

より健康的でそしてより繁栄した未来を手に入れるのに役立つことになる。地域的から世界的まで、あらゆるレベルでの行動は、加速されなければならない。私たちには、浪費する時間はなく、低炭素の道筋に速やかに移動することにより、得ることが多い。気候の資金調達、現場での行動に大きな変化を起こすためにまた政治的な信頼を築くために不可欠である。2020年までに年に1,000億ドルの目標を達成するための政治的に信頼に足る軌跡の定義、および緑の気候基金の完全な運用化並びに2015年11月の同基金の理事会によるその最初の事業の承認は、パリでの上手くいった成果にとって非常に重要であった。

33. 気候行動が上手くいくことは、多面的な地球規模の課題である。レジリエンスと適応させる能力の重要性を認識しつつ、私は気候のレジリエンス、すなわちA2R (Anticipate, Absorb, Reshape)に関する新しいイニシアティブを開始した。A2Rは、2020年より前に気候のレジリエンスを強化するための行動、特に最も脆弱な諸国と国民のための行動を加速することに焦点を絞ったマルチ・ステークホルダー・パートナーシップである。

B. 国際の平和および安全の維持

34. 暴力的な紛争を予防し、阻止しそして解決するための昨年の取組は、私たちに国際連合の必要性を新たに思い出させた。将来の世代の安全と繁栄は、平和にまた平等に統治することそして法の支配に関する政治的指導者の失敗、開発から戦争の遂行への資源の継続した転用、国際的な人権と人道法に対する反目しあう当事者による憂慮すべき無視、および暴力に対して終始一貫して思い切った話すことや犯した罪について実行者の責任を問うことができないことにより、危うくされていた。非道な犯罪は、よくある出来事になり続けた。子どもは、学校の本の代わりに武器を身につけた。人々は、かつてないほど多数が、自らの家から逃れた。地域全体の社会組織は、危険に晒された。これらの傾向は、中東およびアフリカの一部における者を含む、文民にとって恐ろしい結果となった。

35. その結果として、報告対象期間は、紛争を予防しそして管理しまた平和を持続するための国際連合の取組に対する需要の急増を見た。より多くの平和維持要員が、国連史上かつてないほど展開された。特別政治ミッションを含む、仲介支援や周旋の要求および人道援助に対する値段は、史上

最高に達した。この状況が持続できないことは、明白である。

36. 紛争のこの重い負担は、増加している複合的な紛争の力学の形態および悪化している活動環境において、質的に並びに量的に計測されることができる。アフガニスタン、イラク、マリ、ソマリア、シリア・アラブ共和国およびイエメンにおいて、武力紛争は、テロリズムと、民族的、宗教的、社会経済的および政治的緊張を含む、国の、地域のまた地方の脆弱性を利用する暴力的な過激主義者と、絡み合い続けている。いわゆるイラクとレバントのイスラム国（ISIL）、すなわちダーシュの急速な出現は、暴力的な過激主義者の状況を造り直しそしてアル・カーイダ、ボコ・ハラムおよびアル・シャバーブのような古い過激主義者集団により与えられた既に実体のある脅威を増大した。過去6か月間だけで、ISILは、バングラデッシュ、ベルギー、エジプト、フランス、ドイツ、インドネシア、レバノン、パキスタン、ロシア連邦、トルコおよびアメリカ合衆国においてテロ攻撃を、実行し、触発しそしてその責任を主張した。人身取引と移民を密航させる集団が、暴力、迫害および公民権剥奪を逃れている難民と移民の大多数の移動から利益を得ており、安全と安全を求めている者の苦しみを悪化させているという証拠もまたある。

37. これらの傾向は、包括的な政治的解決を仲介することを試みている国際連合仲介者の任務を複雑にしている。平和活動は、高いレベルの暴力が現在進行中で許容できない環境において効果的に活動することに努力している。2015年8月1日から2016年5月31日までの間に悪意ある行為で43名の平和維持要員が殺されそして75名が負傷したことは、平和活動が危険であり、そして時々、宿命的であり、努力を必要とすることであることを示している。リスクが低いと事前に評価されたものを含む、ミッション環境と非ミッション環境の両方における国際連合要員と計画は、武力紛争、不安定な紛争後の環境、テロリズム、市民の暴動、暴力的な犯罪、政治的危機、深刻な人権侵害、人道緊急事態および度々の自然災害に起因する複雑な、多様なそして多面的な安全上の脅威に直面した。国際連合施設と車両に対する直接攻撃の数は、増加した。予測は、暴力的な過激主義と武力紛争の組み合わせが、世界的な安全保障上の状況を形成し続けることを示している。

38. しかし、報告対象期間はまた、より平和な未来に向けた重要な発展も見た。アジェンダ 2030の採択と2015年に実施された、平和活動に関する、平和構築に関するそして安全保障理事会決議1325（2000）に関する、三つの重要な平和と安全保障の再検討が、紛争を防止し解決するための

集団活動のための行程表を私たちに与えた。紛争の影響を受けた諸国において極めて貧しい生活の割合が増加していることと1億2,500万の人々が人道援助を必要としているので、世界は、紛争に関する作業に、すなわち、紛争を駆り立てるものに対処する包括的な政治対話を通じた政治的解決を見つけることに、一層の努力することなしには2030年に持続可能な開発目標を達成することができないことになる。紛争下で作業することにおける一層の努力は、すなわち、遠隔地での長引く危機の中でサービスの提供を強化することと疎外されてきたものに届けることは、非常に重要である。

1. 紛争予防と仲介

39. 第一のそして最も明解な優先事項、報告対象期間の曖昧でない教訓は、紛争予防と仲介が、あらゆる国際連合関与の中心に戻される必要があるということである。シリア・アラブ共和国とイエメンにおける紛争並びにブルンジにおける危機は、僅かではない、より多くの活動の必要性を示している。世界中の難民と移民の大規模な移動は、これらの移動の根本原因と移動を促す紛争に対処する必要性をまた強調した。それはまた、2015年に実施された、平和活動に関する、平和構築に関するそして安全保障理事会決議1325(2000)に関する、三つの重要な平和と安全保障の再検討の中心的なアピールでもあった。予防は、国際連合、加盟国、地域的および準地域的機構、並びに市民社会により共有されなければならない、憲章の下での責任である。

40. 私は、私の周旋を申し出ることそして報告対象期間中に多様な状況において紛争予防、予防外交そして仲介努力を遂行することを続けた。国際連合は、リビア、シリア・アラブ共和国およびイエメンなどの最も困難な紛争環境の幾つかにおいて仲介努力を主導した。他の事例において国連は、地域的なまた準地域的な機構と共同で仲介するか、またはそれらの機構により主導された活動を支援した。全てのこの活動を通して、国際連合は、和平プロセスと仲介における女性の欠くことのできない参加を力説した。

41. シリア担当事務総長特使は、安全保障理事会決議2254(2015)とジュネーブ・コミュニケに基づく政治的移行を通して紛争に終わりを求めるシリア間交渉の幾つかのラウンドを招集した。シリア・アラブ共和国における状況に対する希望は、2月27日の敵対行為の停止と人道援助の増加

で暫定的に改善したが、進展は引き続き遅くまた脆弱である。イエメンにおいて事務総長特使は、紛争の平和的解決を促進するための努力を続けた。両側が、敵対行為の終わりと政治的移行過程の再開に向けた方針に関する合意に達することを約束したとは言え、両者の間には深い相違が残っている。合意の効果的な実施を確保することは、全てのイエメンの当事者による建設的な関与、並びに強力な地域的な支援を必要とする。話変わって、2015年12月17日のリビア政治協定の署名以降、大統領評議会を含む、想定された機関の幾つかは、形成されてきた。取組は、今や、合意とそれが作った機関に対する支援の基礎を広げること、並びに懸念として残っている治安状況に対処することに焦点が絞られている。国際連合リビア支援ミッションは、大統領評議会に対する支援を提供しまたこの取組を高めるためトリポリでのミッションの駐留を再確立するため活動している。

42. ブルンジにおける治安状況は、現行の政治的危機に関連した政治的に動機付けられたまた対象を特定した暴力のパターンの故に、不安定のままである。安全保障理事会は、私に対し、アフリカ連合により是認された、東アフリカ共同体により主導されまた促進された、仲介過程に対する周旋および技術的並びに実質的な支援を提供することを要請した。大湖地域において、コンゴ民主共和国担当事務総長特別代表と緊密に協力した事務総長特使は、地域的および準地域的協力機関と調整した平和、安全、協力枠組の下での国のまた地域の公約の実施を支援しそして監視し続けた。

43. 至る所に多くの励みになるニュースがあった。ミャンマーにおいては、2015年11月の画期的な選挙が、アウン・サン・スー・チーとその政党に権力をもたらしたことにより、同国の政治的情勢は変革した。新政府が、同国を統一するため国内の政治対話過程に乗り出したため、変え難いものにされた態度、特にラカイン州におけるもの、に立ち向かっていくこと、またその国民の高まった期待に応えることにおいて主要な課題に直面している。私は、私の周旋が、同国国民の生活を改善するため先に熱心に進めるので、ミャンマーに対する利用可能な私の周旋を行い、また和平プロセスと将来の選挙に偽りなく全てを含めることを続ける。コロンビアにおいては、国際連合は、武器を放棄させることを監視することとその検証に責任を有することになる、また和平協定が署名されたならば、最終的な二者間の停戦と敵対行為の停止を監視しそして検証する三者調整機構の一部となる、安全保障理事会決議 2261 (2016) に従って、特別政治ミッションの展開を準備している。キプロスにおいては、包括的な解決に向けた励みになる進展が、事務総長特使により促進された指導者主導の交渉において為された。

44. これらの具体的な周旋努力を越えて、私は、国際連合の地域的能力を強化することそして悪化している危機と非ミッションの環境における張りつめた政治環境を迅速に取り扱うため国連を良い場所に置くことを続けた。西アフリカとサヘル担当、中部アフリカ担当および中央アジア担当の各国際連合地域事務所は、紛争予防のためのかなり効果的な「将来に向かってのプラットフォーム」として務め続けた。中部アフリカ担当国際連合地域事務所の強化は、同地域において予防的に従事する同事務所の能力に寄与している。一層の支援はまた、非ミッション環境における駐在調整官に、特に張りつめた政治的環境や急速に悪化している危機状況に直面している者に対しても、提供された。

45. 私はまた、世界銀行との私たちの関係を強化することも続けた。リマで 2015 年 10 月に発表された世界銀行およびイスラム開発銀行との共同資金供与イニシアティブは、紛争からの、特にシリア・アラブ共和国からの、難民を受け入れていることに過剰な責任を負っている中東およびレバノンとヨルダンを含む北アフリカの諸国を支援している。これらの受け入れ諸国が直面しているあらゆる種類の課題を考えると、この革新的なアプローチに対する明解な紛争予防の局面がある。最後に、私は、紛争予防と平和構築努力を持続可能な開発のための 2030 アジェンダを支援する国連の幅広い活動に統合することについて国際連合システムの最高執行委員会における政策議論を始めた。しかしながら、これらの努力の多くは、有意義な通常予算の資源なしに着手された。報告対象期間中、私は、極めて重要な予防と仲介活動のために臨時資源への持続不可能な依存に終わりをもたらすための私の主張が、加盟国により好意的でなかったことを後悔している。私は、あらゆる機会に主張し続けるつもりである。

2. 平和活動

46. 国際連合平和活動の展開は、この報告対象期間中、歴史上最高水準のままであった。16 の平和維持活動に展開した、100 か国以上の加盟国からのほぼ 12 万 5,000 名の制服要員と文民要員、そして 37 の特別政治ミッションで活動している 3,600 名以上の文民職員で、国際連合は、世界各地で平和および安全に対する確実な貢献を果たし続けた。

47. 平和維持活動を受け入れている多くの諸国は、過去1年間、進展を見た。すなわち、コートジボワールでの成功した選挙は、同国が、恒久的な平和に向けて確実に動いておりそして国際連合関与の平和維持の段階を終える準備が出来ていることを確認した。そしてマリで署名された和平合意は、統治のための新しいビジョンと北部での安全を定めている。また中央アフリカ共和国では、バンギ・フォーラムとそれに続く選挙が、紛争からの同国の移行における新段階への道を開いた。それにもかかわらず、国際連合西サハラ住民投票監視団、国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション、ダルフルにおけるアフリカ連合・国際連合同期ミッションおよび国際連合南スーダンミッション等の、その他のミッションは、受け入れ政府の同意と協力に関するものを含めて、数多くの困難に直面している。南スーダンにおいては、2015年8月の協定が、指導者の相違を克服する指導者の力がないことに由来する多数の実施困難に直面した。西サハラに関して監視団は、命じられた活動を十分に実行することに対する前例のない挑戦をもたらしている、その文民職員の殆どが、モロッコの要請でライウーンから追放されたのを2016年3月に経験した。

48. 極度に挑戦的な活動環境に直面した平和活動の数が増えていることは、実質上、かなりまたは極度に危険なものとして分類した。特別政治ミッションの要員のほぼ90パーセントは、高強度紛争を経験している諸国で活動している。例えば、アフガニスタンは、継続している紛争、低い成長と高い失業で規模が小さくなっている経済、そのことで移民の流れを煽っていること、そして政治的な分裂が深まっていることから多数の死傷者を持続し続けていた。事務総長特別代表は、国のまた地方のレベルで、和平と和解のイニシアティブに対する支援を提供した。ソマリアにおいては、事務総長特別代表が、暫定憲法の再検討や2016年の選挙過程に関する協議のような主要な政治過程を調和させるため、連邦政府、地域の指導者および国際的な協力機関と密接に協調して、活動し続けた。イラクにおいては、事務総長特別代表が、イラク社会の全てのレベルに及ぶ純粋且つ包摂的な和解過程を促進するため、イラクの指導者、市民社会およびその他との彼の周旋活動を継続した。政治対話、イラク首相の改革アジェンダの実施および経済的並びに治安状況に対処することは、イラクにおける長期の安定を確保するための主要な要件として全て残っている。

49. これらの安全上の課題を一層酷くしつつ、幾つかの平和維持活動は、遠隔地でまた活動している。マリにおいては、国際連合多元的統合安定化ミッションは、テロリストの武装集団からの甚だしいまた執拗な脅威に直面し、そして同時に、平和維持活動は、テロ対策活動に従事すべきではな

いことが広く合意されており、この事例は、複雑で異常な環境において自らを守りそして自らの任務を実施するために必要な能力を平和維持活動に提供する必要性を示している。

50. 支援する側では、報告対象期間中に、継続した進展が、その任務をより効果的にまた安全に遂行することにおいてそしてミッション支援をより効率的にまた費用効果があり、そして労働集約性をより少なくすることにおいて、平和活動を支援するために技術を十分に利用することが行われた。派遣団の要員一人当たりの経費と支援費の更なる削減があってそして今や派遣団の要員の 70 パーセント以上が、一つまたは二つ以上の共有サービス取極から利益を得ている。私たちはまた、技術援助について国際連合環境計画との協力関係を策定しつつそして特に、エネルギー、廃棄物、水および汚水の部門における活動の全体的な環境の永久的に残る影響を調整するための能力を創造しつつ、平和活動における環境問題を先に進めるための著しい措置も講じてきた。良い環境管理は、ますます派遣団の計画立案過程における中心的な考慮すべき事柄であり、そしてミッションを通じたこの分野における活動実績を監督し管理するための制度を導入する計画がある。

51. 紛争の広がり、激しさそして徐々に発展している性質に一層対応するために、私は、2015 年 6 月に発表されたその報告書が、平和活動に対する新しいビジョンを案出した、平和活動に関するハイレベル独立パネルを設立した。2015 年 9 月に発行された私の対応は、事務局が実施を始めている野心的だが決定的に重要な、改革アジェンダを設定した。私が 9 名の国家や政府の長と共同議長を務めた、2015 年 9 月 28 日の平和活動に関する指導者サミットは、平和維持活動に対する新しい、革新的なそして地域横断のビジョンのための基礎を据えることにより平和維持活動の協力関係を強化した。同サミットで、およそ 60 の加盟国が、平和維持に対する貢献の基礎を拡大しつつそしてその普遍的な性格を再確認しつつ、40,000 名以上の警察および軍事要員を誓約した。

52. これらの活動は、変化している世界的な情勢における効果的な平和活動に対する公約について重要な政治的シグナルを送った。重要な努力が、報告対象期間中にできるだけ多くの具体的な考えと公約を実施するために払われた。改革アジェンダの中心的な柱は、平和活動の計画立案と実施を強化することである。この努力の一部として、過去一年間事務局は、平和維持活動の能力と任務遂行を改善する取組を強めてきた。このことは、制服要員が直面する運用上の課題に最適に対応するため、彼らが訓練されそして装備されることを確保すること、全ての者により受け入れられる軍事

業績評価枠組を強化すること、そして直ぐに反応し効果的である指揮統制システムを確立することを含む。

3. 文民の保護

53. 悲しいことに、この報告対象期間は、多くの紛争環境において、継続した蛮行および国際人道法の深刻な違反並びに文民に対する人権侵害を目撃した。そのような違反や虐待から文民を保護する国際連合活動と文民の最も基本的な権利の享受を確保することは、多くの形態を取った。私たちは、国際人権法を十分に尊重して、非道な犯罪を防止しまた対応し、そして法の支配を確保する加盟国の能力を策定することと強化することにおいて加盟国に支援を提供した。安全保障理事会は、適用可能な場合には、国際人道法と国際人権法を順守する、並びに武力紛争下の子どもに対する深刻な違反を含む、違反および虐待の実行者の責任追求する呼びかけをくり返し表明した。勧誘の犯罪化と年齢検証過程の設立における前進と共に、政府軍による子どもの勧誘と使用を終わらせることにおいて著しい進展があった。国際連合はまた、コロンビア、ミャンマー、フィリピン、スーダンおよび南スーダンに拠点を置く、子どもと武力紛争に関する事務総長年次報告書の添付文書に掲げられた幾つかの非国家軍とも関与した。子どもに対する暴力を終わらせそして予防する行動計画に関する交渉は、和平プロセスが現在進行中かまたは合意が実施されている場合には、特に効果的であった。5月15日に、コロンビア政府とコロンビア革命軍—人民軍（FARC-EP）は、FARC-EP キャンプから15歳未満の未成年を分離する決定を、そのうえ全ての未成年者の分離を完了する行程表を策定するというその公約を、発表した。

54. 私たちは、過去一年間に、紛争関連性的暴力に対処することとそれに対する責任を確保することにおいて和平プロセスの武装集団および当事者との重要な進展を果たした。犠牲者に関するコロンビア政府とFARC-EPによる2015年12月15日の共同発表は、紛争関連性的暴力を含む、最も重大な犯罪に対する大赦の撤廃を規定した。コートジボワール、コンゴ民主共和国、ギニアおよび南スーダンにおいて私たちは、有罪判決、起訴、実施枠組および行動規範、それぞれの、形をとって具体的な前進を唱道しそして達成した。

55. 同時に、私たちは、新出現の課題と以前は予見できない脅威と向き合った。私たちは、暴力的

な過激主義の発生と過激主義者集団により実行されている性的暴力の最も酷い形態との間の明白な結び付きを見た。このことは、イラクとシリア・アラブ共和国で起きているが、またリビア、マリ、ナイジェリア、ソマリアそしてイエメンでも起きている。それは、しばしば宗教的や民族的な迫害の形態としてのレイプ、性的奴隷、強制結婚、強制妊娠や強制墮胎を含む。安全保障理事会は、ISIL を公式に含めるためにテロリストの資金調達を抑圧するための制裁枠組を拡大しつつ、そして性的搾取、取引や貿易のためのまた身代金の支払いを強制するための女性や子どもの拉致を非難しつつ、この不安にさせる傾向に関して安保理の深い懸念を表明した。この文脈の範囲内で、非国家武装集団や国軍を含む、紛争のその他の当事者が、紛争関連性的暴力や国際人道法の下での自らの義務のその他の違反行為について責任があること、そして文民、傷病者および戦闘力を失っている兵士の最も基本的な人権を無視し続けていること、を念頭に置くことはまた重要である。

56. 2015 年に、地球規模研究と女性、平和および安全に関する安全保障理事会決議 1325 (2000) のハイレベル再検討は、女性のエンパワーメントと参加が、和平交渉の成功、紛争予防および経済復興、並びに人道援助の有効性および持続可能な平和の可能性に対して、決定的に貢献するという強力な証拠を提供した。三つの再検討の全ては、国際連合活動に対する女性および平和並びに安全アジェンダの重要性を認識した。平和活動におけるジェンダー分析能力を構築することを目的とした新しいイニシアティブを含む、幾つかの勧告は、平和維持活動における女性の代表を促進しつつまた女性および平和並びに安全に関連するイニシアティブに対する資金調達を辿りつつまた規模を拡大しつつ、実施されている。多くは、安保理自身の活動におけるアジェンダに対する一層強固なアプローチを取ることを安保理に認めるために、またテロリズムや暴力的な過激主義に対抗する戦略を策定することにおいて女性の参加と指導力を確保しつつ、女性および平和並びに安全に関する非公式専門家グループの設立を含めて、安全保障理事会決議 2242 (2015) に反映されている。

57. 最後に、文民の保護に関して、私は、文民に対する虐待の幾つかの事例が、文民を守るために送られたまさにその人々、すなわち国際連合の職務権限の下で活動している国際連合要員や国際連合以外の部隊に、由来したことにぞっとさせられた。性的搾取と虐待が、被害者の生活を壊滅させそして国連に対する世界的な理解を決定的に傷つけた。私は、中央アフリカ共和国の事例における私たちの対応の独立再検討を任命しつつ、そして、その調査結果に従って、虐待を防止しそして時宜を得た、透明な、計測可能なそして可視的なやり方で事例に対応するための私たちの能力を強化

するため特別調整官を任命しつつ、この災難と闘うため強力な措置をとった。2016年2月に、私は、活動のより一層の監視を確保しそして予防、執行および被害者を支援するための救済行動の分野における説明責任を強化するため追加の措置を発表している報告書（A/70/729）を発行した。より一層の説明責任を確保することは、集団的な努力でありまた加盟国の十分な関与を要求するものである。

4. 移行ミッション

58. 報告期間中、三つの平和維持活動（国際連合コートジボワール活動、国際連合リベリア・ミッション、国際連合ハイチ安定化ミッション）は、その縮小とやがては撤退をもたらすことになる、包括的な再構成過程を受けておりまた一つの特別政治ミッション、国際連合ブルンジ選挙監視ミッション、はその任務を終わりにしそして2015年12月にその活動に幕を下ろした。報告対象期間中に、移行を効果的に管理し、あらゆる不安定な権力の空白あるいは紛争の再発を避けるのに役立ち、そして派遣が終了した局面に対して受け入れ政府と残っている国際連合関係者が準備するために、戦略的な評価が、計画（リベリアとハイチで）されまたは実行（コートジボワールで）された。これらの再検討は、移行過程を通してそしてその後の関与を指導することになる極めて重要な平和構築の残っている必要性の共通理解に貢献することになる。

59. 合法的な制度を構築すること、良い統治を促進することそして代表的な且つ包摂的な国家権力を確立することは、平和と安定の恒久的な定着のために考慮すべき主要な事柄であり、また平和活動の革新的な縮小と出口への準備となる。しかしながら、これらの取組が効果的になるためには、受け入れ政府と国内の相手役の戦略的同意と主体的取組を確保することが、極めて重要である。中央アフリカ共和国において、国際連合多元的統合安定化ミッションは、共同の優先事項を特定することと平和を持続するための取組における相互責任の精神を促進することを目的とした契約を策定するため、国内の相手役と国際的な協力機関と共に活動することを始めた。

5. 平和を持続すること

60. 平和構築構造の再検討に関する画期的な決議が、総会（決議 70/262）と安全保障理事会（決

議 2282 (2016)) により採択された。決議の中で定義された「平和を持続すること」は、暴力的な紛争の予防が、危機のあらゆる段階においてまた国際連合活動の全ての柱において、優先させられなければならないことを意味しつつ、国際連合行動の中心に今やならなければならない。決議において両機関は、地域的および準地域的機構並びに国際金融機関との協力関係と平和構築を成功させるための女性と青年を含む包摂性と人々中心の対処方法の重要性もまた強調した。私は、国際連合システムの平和構築活動の、分担金と自発的拠出金を通じた、適切且つ持続可能な資金調達のための選択肢を含めて、決議の実施について第 72 会期の総会に報告することを招請された。私は、この要請を大いに歓迎しそして加盟国に対し、平和を持続するため私たちの取組の背後に堅実な資源を確実にするために必要な決断をすることを促している。

61. 平和構築委員会は、紛争の影響を受けた諸国において平和を持続するための主要なプラットフォームでありまたブルンジ、中央アフリカ共和国、ギニア、ギニアビサウ、リベリアおよびシエラレオネにおいて、その関与を続けている。報告対象期間中、同委員会は、より柔軟な活動方法を採用し、地域的および準地域的機構とのパートナーシップを強化し、そして国内や地域的な観点からエボラ出血熱後の復興機関における平和構築の必要性を強調し続けてきた。同委員会は、国境を越えたまた国際的な課題を含む、テーマ別の政策と地域的な優先事項、平和構築のための資金調達、青年およびジェンダー問題と移行を強調し、そして、ブルキナファソ、パプア・ニューギニアおよびソマリアを含む、数か国における平和構築の必要性と学んだ教訓を議論した。

62. 平和構築委員会は、中央アフリカ共和国、ギニアビサウ、マダガスカル、ニジェールそしてソマリアのような諸国における平和構築活動に優先順位を付けるための重大な割り当てを含めて、2015 年に 14 か国に対して 7,790 万ドルを割り当てた。2015 年にはまた初めて、同基金は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに主に焦点を絞った活動に対し、15.7 パーセントを割り当てることにより、私の目標を上手に叶えた。私は、スリランカの和解と責任／移行期司法アジェンダに関する国民内の信用と信頼を築く新政府を助けるため、スリランカにおける国際連合の新しい関与を支援することを、同基金に指示した。不幸にも、同基金は、資金供与者からの拠出金で 5,350 満ドルを受領して、2006 年の最初の誓約以来、三番目に悪い年だった。結果として、更なる資金供与者からの拠出金なしには、2016 年に 1 億ドルの年間割当目標を達成することはできないだろう。この現実には、私たちが、戦略的な一貫性を確保し、政治的には危険だが必要な努力を可能にす

る、極めて重要な機会を失っていることを意味している。それはまた、紛争を予防し平和を持続することにおける規範と現実の間の格差を露呈している。その格差を縮めることは、望ましいばかりでなく、多くの人々にとっての生死の問題である。

6. 民主的移行と選挙

63. 加盟国に対し選挙支援を提供することは、報告対象期間中優先事項であり続けた。国際連合は、67 か国に選挙支援を提供した。それらの多くはまた、国際連合周旋が実行された事例であった。力点は、選挙過程における信頼を強化しそして平和的な成果をもたらすのを助ける措置の使用に置かれた。国際連合支援は、包摂的な選挙制度を設計すること、国内の利害関係者の幅広い支援を享受する選挙枠組を改革すること、そして公平で、誠実なそして能力ある、またそう理解される、選挙管理機関を導入することにおいて加盟国に対する技術援助を含み続ける。ジェンダーの考慮すべき事柄は、あらゆる選挙支援活動と政策に組織的に含まれた。

64. ギニアにおいて、国際連合は、2015 年の大統領選挙の時宜を得た準備に道を開きつつ、選挙過程に関する政府と反政府勢力との間の行き詰まった政治対話の再開を促進することを援助した。2015 年の、ナイジェリアの第五回総選挙に対する支援は、ハイレベルな外交的関与に関係した。中部アフリカ担当事務総長特別代表は、例えばコンゴ共和国において、現場での状況を監視し、進展について報告しそして周旋介入を支援する複数の機関のチームの展開を通して当該地域における幾つかの選挙を取り巻く高い緊張を和らげようとまた努めた。ブルキナファソにおいて国際連合は、2015 年 12 月のカボレ大統領の就任で終わった壊れやすくまたしばしば張りつめた移行に同行していった。西アフリカとサヘル担当事務総長特別代表は、2016 年 3 月－4 月のニジェールにおける平和的な選挙を促進する周旋をまた遂行した。フランス政府の要請で、ヌメア合意の枠組内でニュー・カレドニアの将来の地位に関する住民投票に使われる可能性のある新しい有権者登録の準備を支援するため、専門家が配置された。

65. 国際連合は、多くの諸国での選挙過程に対する国連の技術支援を安全保障理事会からの命令の下で続けた。コートジボワールにおいて、事務総長特別代表は、選挙過程を遅らせる危険があった困難な問題を克服することを可能にした、当事者間の信頼を築いた。国際連合コートジボワール活

動は、本当に必要な物質的支援を提供した。国際連合ブルンジ選挙監視ミッションは、2015年のブルンジにおけるあらゆる主要な選挙を監視しそして「全体的な環境は、包摂的で、自由でそして信頼に足る選挙過程に資するものではない」ことを発見した。これらの結論は、アフリカ連合と準地域的機構の結論と一致した。

66. 援助が提供された幾つかの状況は、非常に複雑で壊れやすかった。中央アフリカ共和国において、私たちは、2015/16年の大統領と議会の選挙が信頼に足りまた平和的であることを確保して国内の利害関係者を支援した。アフガニスタンにおける選挙改革および議会と地区評議会の来るべき選挙のための準備に対して、技術支援が提供された。国連はまた、2015/16年の大統領と議会の選挙に至るまでの複雑で不安に満ちた政治的環境の配置に対して国連の技術的な選挙支援を継続した。

67. 選挙後に、国際連合は、政治を容易にすることを提供することと説明責任と法の支配を強化しそして遺憾ながら諸国の数の増大において、苛酷な制限にますます直面している、市民社会組織のための余地を主張する国の取組を支援することで、民主的な移行を支援している。議会は、報告対象期間中、依然として主要なパートナーのままである。二つの画期的な国際連合の合意（持続可能な開発のための2030アジェンダと仙台防災枠組）は、政府の国際的な公約を実施することと監視することにおいてその役割をはっきりと言及した。大多数の国際連合組織は、世界中の多くの議会に支援を提供し続けている。

C. アフリカの開発

68. ポスト2015開発アジェンダに関するアフリカ共通の立場において特定されたアフリカの開発優先事項は、報告対象期間中に、アフリカ連合アジェンダ2063、持続可能な開発目標のための2030アジェンダおよびアジス・アベバ行動目標を含む、幾つかの大陸のまた地球規模の画期的な協定において正式に述べられた。これらのアジェンダの効果的な実施は、地球規模の、大陸の、地域の、国のそして地方の取組の間の一貫性と補完性を必要とすることになる。アフリカは、アフリカ連合アジェンダ2063に対する最初の10年実施計画に乗り出した。同アジェンダの人々中心の対処方法は、包括的な経済的および社会的進歩並びに農業開発、社会資本開発および工業化が、雇用創出と

貧困撲滅に対する決定的に重要である推進者を提供することについてのその重点を高めることを約束した。国際連合システムは、アフリカ連合、アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD) および新しいアジェンダの効果的な実施に対するアフリカ地域経済共同体の取組を支援している。

69. 主要な貿易相手国の経済の低迷と低い物価は、報告対象期間中、アフリカに対する成長予測を低下させた。しかしながら、過去数年間の注目すべき経済業績は、マクロ経済的な管理と経済の多様化を改善することを通して、ある程度維持された。アフリカは、NEPAD の実施において進展し続けた。アフリカ諸国は、2017 年までの大陸自由貿易地区の設立のための力強い基礎を提供する、三機関自由貿易地域を通じたものを含めて、地域的統合を促進するための取組を続けてきている。

70. 国際連合とアフリカ連合との間のパートナーシップは、アフリカの統合と開発アジェンダ 2017-2027 に関する新しい国際連合・アフリカ連合パートナーシップのための枠組の採択を通じたものと平和および安全における強化されたパートナーシップのための国際連合・アフリカ連合同枠組を完了させるための取組を通じたものを含めて、かなり深められた。国際連合は、2020 年までにアフリカにおける全ての戦争を終わらせるためのアフリカ連合の全ての銃器を黙らせる活動を支援し続けている。

71. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダとアフリカ連合アジェンダ 2063 の両方は、決定的に重要である支援者としてだけでなく、持続可能な開発の重要な構成要素として、平和と安定の重要性を認識している。この願望の対象に沿って、アフリカはまた、国際連合と開発のパートナーの支援を得て、テロリズムおよび暴力的な過激主義の発生並びに移民、難民および国内避難民の増えている数のような、平和、安全そして開発に対する新出現の課題に対処することを続けてきている。これに関連して、アフリカ諸国は、アフリカの平和安全保障アーキテクチャーとアフリカ・ガバナンス・アーキテクチャーを通じたものを含めて、青年の失業、不平等、および経済的や社会的な排除のような紛争の根本原因に取り組むことを重大視し続けている。女性の決定的に重要な必要性和役割を認識しつつ、アフリカ連合は、女性の権利に特別集中して 2016 年アフリカ人権年を宣言した。

D. 人権の促進と保護

73. 過去一年間、非常に多くの人々の基本的権利が侵害されたかまたは実現されていないままであることが、私を悲しませた。亡命希望者、難民と移民の権利が、最大の懸念であった。何千もの人々が、安全、保護そしてより威厳のある生活を求めた旅の途中で自らの命を失った。難民と移民は、移民の発生国、通過国そして目的地国において憂慮すべき水準の差別および虐待並びに人権基準の尊重が不適切であることに直面した。人々の強制移送は、国連創設以来いかなる時よりも高いレベルで行われ、このことが緊急の地球規模の問題となった。移住に関する国家間の協力、難民に対するより一層の責任分担および移住に関するジェンダー応答の、人権に基づく政策と法は、私たちが基本的な人権を保護しそして持続可能な開発目標を達成する場合には、著しく改善しなければならない。状況の重大さを認めて、人権理事会は、2月に移民の人権に関する強化された双方向対話を開催した。私は、難民と移民の保護を促しそして、なかでも、難民に対する責任分担に関するグローバル・コンパクト、安全な、定期的なそして秩序ある移民のためのもう一つのグローバル・コンパクトの策定、そして外国人排斥に対するグローバル・キャンペーン、を求めている報告書 (A/70/59) を5月に発行した。私は、加盟国に対し、2016年9月に開催されることになっているこれらの課題に関するハイレベル会合に向けて決定的な措置を講じることを求める。

73. 人種差別、外国人排斥および関連する不寛容は、移動の問題の範囲を越えている。それは、世界中でよくありがちなままである。国際連合は、平等を向上しそして先住民または少数民族のアイデンティティ、ジェンダー・アイデンティティおよび性的指向、年齢、障がい、収入や色素欠乏症の理由に関するものを含む、あらゆる形態の差別と対抗するため努力した。アフリカ系の人々のための国際の10年が、2015年に始められた。女性に対する差別が、法や実行において続いており、多くの女性が多様な形態の差別に苦しんでいる。進展を加速することが、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の普遍的な批准と完全実施、法における差別の撤廃、ジェンダー平等と女性の人権における投資の増加、説明責任メカニズムの強化、あらゆるレベルの意思決定における女性の参加そして不平等に対処することを要求することになる。

74. 国家の中と国家の間の両方で、人権の不平等が増えていることの影響は、私にとって深刻な懸念のままであった。全ての者にとって不平等を削減することと人権を実現することという2030アジェンダの中心的目標を考慮して、昨年は、開発と経済に人権を統合するために激しい取組を呼び

物にした。国際連合は、人権の懸念を、開発のための監視、見直しそして責任に関するまた資金調達に関する議論の前面と中心に置き続けるため努力した。この焦点は、紛争と経済的、社会的および文化的権利の侵害との間の結び付きを認識する早期警戒システムに向けた最初の措置の形態における国際連合早期警戒努力まで対象とした。実際、これらの要素は、総会と協議して、さらに進んで実施されてきている人権アップ・フロント・イニシアティブの中心にある。同イニシアティブは、文化的変化、運用上の変化および加盟国との関与の強化を通して、国際連合の三つの柱（平和と安全、開発および人権）を一緒にすることにより、予防と早期警戒のための既存の国際連合の任務を達成することを求めている。国際連合平和構築構造の再検討に関する総会と安全保障理事会による実質上同一の決議の最近の採択は、平和を持続することが、紛争のあらゆる段階において国際連合関与の三つの柱全てを通して流れるべきであることを認識することによりこの対処方法をさらに強化した。

75. 昨年、世界中の紛争の文脈において基本的人権と国際人道法の基礎的な信条の保護に対するぞっとするような軽視があった。国家と非国家関係者の両方による紛争状況における区別、均衡および人道の中核的原則に対する無関心が、シリア・アラブ共和国、イエメンそしてイラクにおけるものを含む、莫大な苦しみの結果をもたらした。それにもかかわらず、私たちの平和と安全活動に人権の見方を統合することにおいて、重要な進展があった。安全保障理事会理事国は、人権専門家に対し、同理事国に対し説明することを一層要求し、そしてその意思決定過程に人権の分析を含めた。平和構築構造の再検討に関して採択された決議は、普遍的定期的審査に参加している加盟国に対し、平和構築の人権の次元を考慮することを奨励した。平和活動に関するハイレベル独立パネルは、平和活動における人権の重要性と文民の保護を強調した。フォローアップにおいて、国際連合は、平和維持要員に対する人権訓練を強化するためそしてミッションの人権部門の範囲内での特別保護任務を定着させるため、定期的な公的人権報告を確実にするための措置を講じた。早期警戒と保護に対する私たちの公約は、人権危機に対する迅速な対応を通して、具体化した。危機が進展していたかあるいは進展を危うくしていた諸国に対する学際的なチームを迅速に展開するため、措置が講じられた。紛争予防に対する国際連合の新しい公約は、人権分析が予防行動のための手段を特定することにおいて果たすことができる重要な役割の承認でもある。

76. 保護する責任の原則に関して、私は、加盟国に対して、法的義務が実行において十分に確認さ

れることまた人権尊重の可能な限り高い水準が維持されることを確保することを求める。

77. 加盟国は、人権調査委員会や事実調査委員会を通じた、懸念の状況の独立した、公平なそして権威のある評価を提供する国際連合に期待し続けた。人権理事会は、ボコ・ハラム、リビア、シリア・アラブ共和国、エリトリアおよび南スーダンに関してミッションに権限を与えた。刑事責任の免除と闘うことと説明責任と法の支配を強化することは、主要な優先事項のままであった。世界中の加盟国は、憲法改正や立法改革、司法行政および法執行、ジェンダーに敏感な賠償、証人保護措置および移行期司法活動に関してまた暴力的な過激主義を防止し対抗しそしてテロリズムと闘うために講じられた措置に関連して、国際連合支援を要請した。この支援は、政府とその市民社会のパートナーが、国家の人権義務と法および司法の制度を合わせることを可能にした。死刑の廃止は、人権優先事項のままである。この目標に到達するための国連の取組は、地域的取組に関する人権理事会の二年に一度のハイレベル・パネルに含まれた。

78. 人権義務を遂行する主要な責任を持った関係者として政府は、自らの義務に基づいて行動しなければならない。その補完的役割を遂行する市民社会のための場を保証することは、基本である。従って、報告対象期間中、市民社会組織のための場を制限する世界的な傾向が続いたことに、非常に気がもめた。表現の自由、結社の自由および平和的集会の自由は、多くの諸国やあらゆる地域においてひどく挑戦された。国際連合に協力した者に対する並はずれて悪い報復があった。挑戦は、選挙期間中、人権擁護者、社会運動および政治的抗議によるキャンペーン並びにテロ対策措置に関連してしばしば出現した。国際連合は、地球規模の、国のそして地方のレベルで政策提言や法的助言を通して民主的社会を性格付ける公的な自由をしっかりと守った。

79. 人権理事会は、報告対象期間における長期にわたる、発現しつつあるそして現行の人権危機に対処した。これらは、移民に関する対話とボコ・ハラムにより犯された残虐行為に対処しそしてブルンジにおける人権状況の更なる悪化を予防するための二つの特別会期を含んだ。その三つの通常会期の期間中、同理事会は、同時に、定期的に中央アフリカ共和国とコートジボワールにおける状況を監視しつつ、イスラム教徒ロヒンギャとミャンマーにおける、またウクライナ、南スーダン、スーダン、イエメンおよびリビアにおけるその他の少数者に対するものを含む、人権侵害の更なる悪化を防止するための行動を取った。普遍的定期的審査は、その第二周期において完全な参加を維

持した。同理事会の独立特別手続職務権限保有者は、数において増加し、新しい職務権限が、色素欠乏症とプライバシーに対する権利に関して設立されている。職務権限保有者は、2015年に76か国の訪問を実施した。人権条約機関は、173の当事国の報告書のレビュー、160以上の個々の通報に関する見解と決定の採択、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する小委員会による8か国訪問そして40か国以上における国レベルの活動をもたらしている、総会決議68/268において総会により是認された追加のミーティング・タイムから著しく恩恵を被った。

80. 総会は、その第70会期で、そのうちの30が投票無しで採択された、48の人権関連決議を採択した。私は、児童の権利に関する、定期的なまた純粋な選挙強化での国際連合の役割を強化すること、および人権擁護者に関するものを含む、コンセンサスにより伝統的に採択された多くの決議が、同会期で採決が行われ、同時に、広範な支援を伝統的に享受しているその他の決議、例えば、拷問の防止に関する決議が、投票無しで最終的に採択されるために前例のないレベルの政治的妥協を要求したことを遺憾に思う。

E. 人道援助努力の効果的な調整

81. 私たちは、昨年、決定的に重要である転機に達した。人道の必要性は、限界点に対する私たちの対応を引き伸ばしつつ、私たちが以前見てきた何ものをもしのいだ。報告対象期間中、国際連合とその協力機関は、38か国の8,200万人の人々を支援するため199億ドルを懇願した。このことは、過去10年間における人道援助の対象となった人々の数の3倍を表している。資金調達が、2015年に106億ドルの最高記録に達したとは言え、結果として生じた不足は、また過去最大だった。強制移送もまた、前例のないレベルに達した。紛争と暴力による国内で立ち退かされた人の数は、2015年末までに4,080万人であり、そして世界的な難民の総数は、2,020万人に達した。

82. 同年は、中央アフリカ共和国、イラク、南スーダン、シリア・アラブ共和国およびイエメンにおける、五つの主要な緊急事態に支配された。シリア・アラブ共和国においては、およそ1,350万人の人々が人道援助を必要とし、650万人が国内で立ち退かされそして約460万人が難民となった。イエメンにおいては、人口(2,120万人)の概ね82パーセントが、人道援助を必要とした。113か

国で推定 23,363 名の命が奪われ、9,030 万人が影響を受け、1,920 万人以上の人々が立ち退かされて、そして 652 億ドル以上に相当する被害を引き起こして、合計 346 の自然災害が 2015 年に記録された。

83. 記録上最悪の一つである、2015/16 年のエル・ニーニョは、悪化させられた干ばつ、洪水およびその他の極端な気象現象の故に人道援助が必要な 6,000 万人以上の人々を残しつつ、壊滅的な人道的影響を与えた。5 月 20 日に、私は、これらの課題に対する注意を増すためにエル・ニーニョと気候を担当する二人の特使の任命を発表した。仙台防災枠組は、災害削減を、人道の主流化並びに前例のないやり方での開発行動に、持ち込んでいる。

84. 人道システムに関する過大な負担に照らして、私は、5 月 23 日と 24 日にイスタンブールで第一回世界人道サミットを招集した。徹底的な、包摂的なマルチ・ステークホルダー協議の三年間は、サミットへの道を開いた。他の情報は、人道資金調達に関するハイレベル・パネルと人道理念に対してより優れたものを提供することに対して決定的に重要である五つの核となる責任を提示した、「人道理念は一つ：責任の共有を」という表題のついた私自身の報告書 (A/70/709) を含んだ。加盟国、国際連合機関、市民社会、非政府組織、民間部門および影響を受けた人々は、より長期にわたる人道上の必要性、リスクおよび脆弱性により良く対処しそして削減するために必要なものに関する転換期を記すためイスタンブールで会合した。

85. 世界中の人道危機の規模と期間が人道部門をその限界まで引き伸ばしたとは言え、危機、気候変動、もろさと成長している経済の不平等あるいは世界的流行病に直面した政治的な難局のような世界規模の課題は、将来の人道上の必要性が増加することを示している。このことは、地方の能力を高めること、リスクを削減することそして特に脆弱な状況において、効果的で包摂的な機関を築くことに投資する、非常に重要な時である。私たちは、人道危機により異なってまた過剰にしばしば影響される、女性と女兒にまた投資しなければならない。サミットで、行動を求める明解な呼びかけがあった。

86. 加盟国およびその他の利害関係者は、変革を駆り立てそして今日と明日の人の苦しみを減らすために人道への課題の枠組と五つの核となる責任の範囲内の公約と活動を発表した。人道関係者は、

十分に人道原則に従って、そして予防と備えにおいてより強力な取組を、並びに必要性を削減することに貢献する持続可能な結果が優先されなければならないことを達成することにおいて、影響を受けた人々に対して、予測可能な、時宜を得たそして関連する援助を、提供し続けなければならない。

87. 世界人道サミットと人道への課題は、影響を受けた人々を、中心に置くための歴史的な機会を提供したが、また私たちが、人々の脆弱性とリスクを削減するために働くことにより人道・開発アクターの垣根を越えなければならないことを私たちに思い出させた。

F. 司法と国際法の促進

88. この報告期間は、ルワンダ国際刑事裁判所によるブタレ上訴裁判部判決の交付で、アド・ホック法廷によるその任務の最初の完了を経験した。安全保障理事会は、国民和解の過程と平和の回復と維持に対するその貢献を含む、同裁判所の業績を認めた。ルワンダに対する裁判所の閉鎖は、その事件が同裁判所により聴取されていない者に対する刑事責任の免除を意味しない。実際、逃亡者の一人（ラディスラス・ンタガンズワ）は、コンゴ民主共和国で対処されそして裁判のために3月にルワンダに移送された。その一方で、旧ユーゴスラビア国際裁判所は、ラドバン・カラジッチとヴォイスラヴ・シェシェリの裁判を終えた。カラジッチ氏は、ジェノサイド、人道に対する罪および戦争犯罪で有罪と宣告されその一方でシェシェリ氏は、全ての容疑について無罪にされた。報告対象期間が終わる時に、同裁判所は、幹部の政治家と軍人の二つの上訴審と二つの第一審に引き続き取り組んでいた。両国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズムは、旧ユーゴスラビアとルワンダの両裁判所の管轄権と不可欠な機能を持続している。

89. 国際刑事裁判所においてもまた重要な進展があった。同裁判所は、ジャン・ピエール・ベンバ・ゴンボの裁判を終えた。彼は、中央アフリカ共和国における人道に対する罪と戦争犯罪（殺人、レイプおよび略奪）で有罪とされそして懲役 18 年が宣告された。マリのツンブクで、歴史的な記念碑と宗教専門の建物に対する攻撃を意図的に指示したことで戦争犯罪の容疑に直面している、アフマド・ファキ・マフディは、容疑に対する罪を認める意図を表明した。これは、文化的財産に対する攻撃を意図的に指示した戦争犯罪にもつばら焦点が絞られた最初の事例である。

90. カンボジア裁判所内設置の特別法廷では、手続が、三つの裁判部全てで現在進行中である。レバノン特別法廷は、ラフィク・ハリリと 22 名のその他の者を殺害した攻撃を準備したことで訴えられた五人の欠席裁判で裁判が行われている。同法廷もまた国際刑事裁判所での企業体に対する最初の法廷侮辱罪において、企業体とジャーナリストの無罪で、判決を下した。シエラレオネ特別法廷の管轄権を持ち続けている、シエラレオネ残余特別法廷は、またその活動を続けている。

91. ローマ規程における補完性の原則は、第一に、国際的な懸念のある重大な犯罪の起訴が、国内のレベルで生じることを要求している。この文脈において、国際連合は、加盟国と地域的機構と共同して、南スーダン、中央アフリカ共和国およびスリランカにおける説明責任努力を支援している。南スーダンにおいて、2013 年以降犯された国際犯罪や国内犯罪に対処するための南スーダン・ハイブリッド裁判所の設立のため、技術支援がアフリカ連合委員に提供されている。これは、国際連合がハイブリッド裁判所の設立において地域機構に対して技術支援を与えることを任務とされてきた最初の例である。中央アフリカ共和国では、国際連合多元的統合安定化ミッションは、特別刑事裁判所の設立において暫定当局を支援している。スリランカに関して国際連合は、人権理事会により指摘された、人権違反と侵害および国際人道法違反の申し立てを調査する司法制度を設立する政府の提案の実施を支援する用意ができています。

92. 2015 年の国際司法裁判所は、国際連合の主要な司法機関として 70 周年を記念した。報告対象期間中、同裁判所は、5 件の判決、先決的抗弁に関して 3 件そして本案に関して 2 件、を与えた。国境地区においてニカラグアにより実行されたある種の活動に関する事件（コスタリカ対ニカラグア）では、同裁判所は、コスタリカの領土主権と航行権の侵害を判決した。サンファン川沿いのコスタリカにおける道路建設に関する事件（ニカラグア対コスタリカ）では、同裁判所は、道路の建設に関する環境影響評価を実施する義務にコスタリカが違反したと判断した。両事件において、裁判所は、実質的な環境義務の違反はなかったと判断した。

93. 女子差別撤廃委員会は、司法に対する女子のアクセスに関する一般的勧告 No.33 を発行した。それは経済的または社会的地位、政治的背景、地理的位置、障がい、性的指向またはジェンダー・アイデンティティに関わりなく、多様な法制度や全ての女子に対する法のあらゆる分野における司

法に対する女子のアクセスの重要性を強調している。

94. 海洋の話題は、重要な議題であった。加盟国は、海洋法に関する国際連合条約に反映された海洋法を実施するため自らの取組を継続してきた。このことは、2030 アジェンダが海洋とその資源の保存と持続的使用のための法的枠組を提供しているため、2030 アジェンダの達成にとって鍵である。第一回グローバル統合海洋評価は、この活動のための非常に重要な科学的基礎を提供した。国連はまた、国家の管轄権を越えた地区の海洋生物の多様性の保存と持続的使用に関する同条約の下での国際的な法的拘束力のある文書の策定に向けた措置をまた講じた。

G. 軍縮

95. 核兵器および全てのその他の大量破壊兵器の廃絶は、引き続き国際連合の中心的だが見つけにくい目的のままである。加盟国からの公約にもかかわらず、この長期にわたる目標に関してはわずかな進展があった。核兵器について、このことは、核兵器武装国と硬直化した軍縮制度との間の増加している不安の故に、大きくなっている。私は、包括的核実験禁止条約が交渉から 20 年経っても発効していないことそして兵器用核分裂物質生産禁止条約の交渉がまだ始まっていないことに深く失望している。2016 年 1 月の朝鮮民主主義人民共和国による第四回核実験とその弾道ミサイル発射は、依然として重大な国際的懸念の源のままである。

96. 核兵器の不拡散に関する条約の当事国の 2015 年再検討会議が実質的な成果に達することができなかったことは、核軍縮に対する見通し並びに核兵器とその他の大量破壊兵器のない中東地区について著しい不確実さを創り出した。私は、中東地区の目標を達成するために必要な包括的な地域対話を促進するための取組を支援する用意があることを明白にしてきた。

97. 私は、EU 3 + 3（中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国）とイラン・イスラム共和国の外務大臣により合意された共同包括行動計画の 2015 年 7 月 14 日の採択を歓迎して特に喜んだ。この歴史的な完了（外交価値に対する証拠）は、イラン・イスラム共和国と国際社会との関係における重要な転換点を記しそして核不拡散の利益をもたらしている。私は、この合意が、同地域および周辺における多くの重大な安

全上の課題についてより重要な相互理解と協力を導き出すことになることを確信している。

98. 私は、多数国間核軍縮交渉を先に進めることにおける核軍縮に関するオープン・エンド作業部会の取組とそれが包摂的で先見の明のある成果を生み出すことになるという希望を高く評価する。

99. 私は、化学兵器のあらゆる使用を非難しそしてその根絶を十分に約束したままである。安全保障理事会は、8月に決議 2235 (2015) を採択して、この問題におけるその決意を示した。同決議により安保理は、シリア・アラブ共和国において兵器としての化学物質の使用に関与した者を特定するための化学兵器禁止機関と国際連合の合同調査メカニズムを設立した。国際連合は、公平な、専門的なまた時宜を得たやり方で同メカニズムがその任務を終えることができるように、同メカニズムを支援し続けるつもりである。説明責任は、この事例に対してだけでなく、これらの非人道的な兵器の使用に対する将来の抑止力として重要である。化学兵器の使用に対するタブーは、破られそして説明責任がそれを直すために必要とされている。

100. 無差別兵器から文民と戦闘員を保護することは、国際連合にとって基本的な任務である。人道的な軍縮は、したがって、優先事項であり続ける。私は、自律型致死性兵器システムにより与えられる課題における興味により励まされている。私は、総会と簡易爆発装置により与えられる緊急の人道的課題に関する特定通常兵器使用禁止制限条約による関与、そして住民密集地区における爆発性兵器の使用により与えられた悪化している影響を減らすための政治的公約に対して支援が増加していることを歓迎する。報告対象期間中、国際連合は、特定通常兵器使用禁止制限条約、対人地雷禁止条約およびクラスター弾に関する条約の普遍化と遵守を支援し続けた。私は、クラスター弾に関する条約の締約国の第一回再検討会議により 2015 年に採択されたドゥブロヴニク行動計画を歓迎する。これらの条約は、国家、国際連合および市民社会の間のパートナーシップの例である。しかしながら、その実施は、ドナー資源により影響を受け続けている。

101. 私は、無責任な武器移転と大規模な武器の違法取引の継続を深く懸念している。数か国は、輸出が平和および安全を損なうことに寄与するかあるいはジェンダーに基づく暴力または女子や子どもに対する暴力の重大な行為を犯すか若しくは促進するために用いられる「最優先のリスク」についての武器貿易条約における明確な表現に基づく決定を含めて、武器の輸出を否定する重要な

決定を行った。私は、2015年に同条約の批准国数が更に増加したことを嬉しく思う。

102. 持続可能な開発のための2030アジェンダの採択は、違法な武器貿易を予防し、闘いそして根絶するための地球規模の取組にとっての機会を定義していた。そして同アジェンダは、2030年までに違法な武器の流れを著しく削減するための具体的目標を含んでいた。

103. 私たちの世界が、情報通信技術に一層頼ってきたので、潜在的な安全上の予想される影響が、増え続けている。2015年に総会決議68/243で負託された政府間専門家グループは、サイバー空間における責任ある国家の行動の規範、規制および原則に関する報告書を作成した。次の政府間専門家グループは、2016年後半に会合しそしてこの基本的な枠組を高めるべきである。

104. 同様に、宇宙空間の重要性は、全ての国家がその利益を享受できることを、私たちが確保することを意味している。私は、総会の第一委員会と第四委員会との間の協力の強化を通じたものを含めた、宇宙空間における透明性と信頼醸成措置を実施するための取組により、励まされた。

105. 私は、テロリズムと化学、生物、放射性物質および核の安全との間の増えている関連に特別な懸念を残している。2016年のワシントンにおける核セキュリティ・サミットは、二つの関連する国際連合文書、すなわち安全保障理事会決議1540(2004)と核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に、焦点を絞った国際連合行動計画を是認した。国際連合は、全ての加盟国と関与することで、この問題を先に進めることにおいて主要な役割を果たすことができる。

106. 小型武器の管理を、とりわけ、改善しそして安全保障理事会決議1540(2004)と武器貿易条約の両方の効果的实施を促進するため、要請に基づいて、加盟国に対する能力構築支援を、国際連合が提供してきたことを、私は喜んで指摘する。市民社会に対するアウトリーチは、強められてきている。私たちはまた、原子兵器を除去する目標を確立した、最初の総会決議の70周年を思い出した。

H. 薬物統制、犯罪予防とあらゆる形態および表現における国際的なテロリズムとの闘い

107. 国境を越えた脅威、組織犯罪、テロリズム、暴力的な過激主義と過剰な暴力に向き合うことは、世界中のミッションや非ミッションの場で活動している多くの国際連合要員にとって日常の出来事になってきている。この問題は、その他の基本的な優先事項を犠牲にして注意と資源の方向を変えることを国際連合に強いている。多くの状況において、国際連合は、同時に、要員の安全と防護を確保しつつ、最も許容できないまた不安定な環境の幾つかにおいて「滞在しそして任務を果たす」ために挑戦している。アル・カーイダと協力関係にあるテロリスト集団から最高レベルの脅威に直面している 11 か国のうちの 8 か国が、国際連合平和活動を受け入れている。その八つのミッションのうちの七つが、自由に使える平和維持部隊を持たない、政治ミッションでありそれ故に特有の安全上の課題に直面している。暴力が、国際連合要員の身体的な安全をより一層脅かしている。職員が活動できないかまたは去ることを強いられた場合、私たちは、私たちの核となる任務、暴力の根本原因に対処する長期の、持続可能なそして包括的な政治的解決に対する探究を提供することを続けることができない。

108. 如何に、テロリストが、彼らの理由を確立しそして先に進めるため社会における政治的、社会のおよび経済的溝を上手く利用しているかを強調しつつ、報告対象期間中に多くのテロ活動が、新しいまたは古い紛争に陥らされた諸国において生じた。紛争の数の増加は、大規模な人道的危機と難民の流出をもたらしたテロリズムを生じさせた。暴力的な過激主義者のイデオロギーにより刺激されたテロリスト集団の増加が、また懸念を増している。暴力的な過激主義の推進者に対処することがない短期の法執行と安全措置に焦点を絞ることは、それだけでは、成功しないだろう。従って、私は、加盟国と国際連合システムに対する 70 以上の勧告を含んだ、暴力的な過激主義を防止するための行動計画 (A/70/674) を発表した。同計画は、暴力的な過激主義により効果的に対処するため暴力的な過激主義の文脈特定の推進者を特定する国の行動計画の策定を提案している。加えて、国際的なテロ対策協力を強化するための将来を考えた勧告のアジェンダは、その 10 周年を特色づけつつ、国際連合グローバル・テロ対策戦略の実施に関する総会への私の隔年報告書 (A/70/826 and Corr.1) に示された。同報告書は、総会の第五回同戦略再検討の前の加盟国協議、それは同報告書の提出の直後の 6 月 30 日と 7 月 1 日に実施された、に知らせることを目的とした。その協議は、テロ対策と今後数年間の暴力的な過激主義を防止することに関する国連の活動を計画することになるコンセンサスにより採択される決議を生み出すことが期待されている。

109. 再検討まで、活動は、国際連合グローバル・テロ対策戦略の四つの柱の全ての実施に関して、報告対象期間中継続した。多くの国際連合機関は、テロ対策統合支援イニシアティブと外国人テロ戦闘員の流入に対抗するための能力構築実施計画を通したものを含む、強化されたまた一貫した「全国連」アプローチを通して、テロに対抗し暴力的な過激主義を防止する加盟国の能力を高めることにおいて、加盟国を支援した。支援はまた、とりわけ外国人テロ戦闘員の現象、テロリズムと越境組織犯罪との増えている関連そして文化財の取引を通したものを含む、テロリズムの資金調達など、テロリズムに関連して新しく発現しつつある課題により効果的に対処するため、加盟国の刑事司法能力、国境管理および法執行制度の能力構築において、加盟国に対して提供された。

110. ソマリア沿岸沖の海賊対策において著しい進展が為されたとは言え、信頼に足る報告書が、商業船舶が依然としてソマリアの海賊の標的のままでありまた小さな船舶は脆弱なままであることを示唆したように、それは依然として脆弱でありまた可逆的なままである。ソマリア沿岸沖の長期の安全は、能力構築努力が、脆弱な経済、青年の失業、弱い司法能力および弱い統治構造のような、海賊の根本原因に取り組むことにおいて永続的なまた持続可能な結果を今なお生み出さなければならない、沿岸に最初に築くことを必要としている。国際連合は、ソマリア沖海賊対策国イニシアティブ信託基金を通して、ソマリアと同地域に対する支援を提供してきている。

111. 総会は、4月に世界の薬物問題に関する特別総会を開催した。準備段階において、多くの国際連合機関は、世界の薬物問題の影響についての証拠と分析で加盟国を支援した。特別総会の成果文書（決議 S-30/1）において、総会は、世界中の薬物により示された多面的な課題に対処する包括的な、統合されたそして釣り合いのとれた対処方法の必要性を認識した。そうすることにおいて、それは、需要供給の削減に対する科学的なまた証拠に基づく対処方法の重要性を、同時に薬物関連政策における人権の保護、健康、ジェンダーの主流化および年相応の見方のような分野横断的なテーマに対処することそして新しい精神活性物質により与えられた新しいまた新出現の脅威を特定することを強調した。特別総会において、総会は、世界の薬物問題に関する 2009 年の政治宣言と行動計画の 10 年再検討のための基礎、この分野における国際的な行動を指導する主要な政策文書を提示した。私は、その再検討に至るまでの間の新しいアイデアとアプローチに対して開かれた包括的な対話を期待している。

112. 国際連合は、犯罪を防止することと国際的な基準と規範に沿って加盟国の刑事司法制度を改革することにおいて加盟国を支援することを続けた。第一回国際連合警察サミットは、越境組織犯罪を防止しそして対処するための受け入れ国家機関の能力を構築することおよび強化すること並びに幅広い法的と治安部門改革に警備を置くことにおける国際連合警備の重要性をくり返し表明した。国際連合被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルール）とその他の文書の改訂と採択を支援してきて、国連は、地球規模の刑務所危機に対処し、子どもに対する司法を促進しそして女性と女兒に対する暴力への警察と司法の対応を高めるため技術援助を提供している。暴力の対象となる女性と女兒のための不可欠なサービスに関する国際連合共同グローバル・プログラムは、ジェンダーに基づく暴力を経験した全ての女性と女兒のための調整された一連の不可欠且つ質の高い多部門にわたるサービスに対してより一層のアクセスを提供することで、諸国を支援している。子どもに対する暴力に関するグローバル・プログラムは、国の国際公約を実施することで諸国を支援している。

113. 総会決議 69/314 の実施支援においてまたその職務権限に沿って、国際連合は、野生動植物の保護された種の組織犯罪に対する脆弱性を強調しつつ、第一回グローバル野生生物犯罪脅威評価を実施した。国際連合機関は、需要供給に関する問題に対処すること、強固な法的枠組の創造および効果的な国際協力により、この違法なまた悲劇的な貿易と闘うことに関する共通の戦略に向けて共に活動し続けている。決議 69/314 の実施に関する加盟国への私の報告書（A/70/951）は、利用可能である。

114. この二年の間に、更に 10 か国が、腐敗の防止に関する国際連合条約を批准した。そのことで当事国の数は、178 か国となった。実施再検討メカニズムは、100 以上の再検討を終えそして 2015 年 11 月に締約国は、再検討メカニズムの第二サイクルを始めた。

115. 国連は、特に紛争地区の状況および中東における、移民の密入国と人身取引を含む、組織犯罪のあらゆる形態に対抗するため強化された技術援助を提供することにより、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約とその議定書の国家による実施を支援することを継続した。安全保障理事会は、全ての加盟国に対し、主要な実行者としてイラクとレバントのイスラム国、神の抵抗軍およびボコ・ハラムを引用しつつ、特に性的目的のための人身取引と闘うために、その権限内であら

ゆることをすることを求めた。努力はまた、違法な金融の流れ、外国人戦闘員に関する問題そして盗まれた資産の返還に対処すると同時に、政策の一貫性を確保するために増加された。盗まれた資産の返還は、統治、法の支配、正義、安全および全ての者のための持続可能なまた平等な開発の間の結び付きを明確に認識している、2030 アジェンダを実施することに国際社会が乗り出した時、開発のための資金調達に関する議論の重要な部分である。

第三章

国連の強化

116. 総会は、適当と認められる場合に事務局により支援されて、報告対象期間中にその活動を活性化することにおいて重要な発展を為した。例えば、総会は、安全保障理事会の非常任理事国と経済社会理事会の理事国の選挙で提案し、私の後継者の選出過程において新制度を導入しそして市民社会とのその交流を高めた。共通の合意した方式が、全体としての加盟国に理解できないことが続いたとしても、安全保障理事会改革について、政府間交渉は継続した。その一方で事務局は、多数の言語を用いた文書提出の期限と質を改善するため新しい技術の使用を通したものを含めて、加盟国に対して提供する会議サービスを近代化しそして改善し続けた。

117. 従来のまたデジタル両方の、技術と多数の言語を用いたプラットフォームの同様の精力的な使用は、国連の業績と活動、特に持続可能な開発のための 2030 アジェンダの採択と気候変動に関するパリ協定を広めるため、報告対象期間中に公共情報アウトリーチ活動に、適用された。国連の 70 周年を示すため、一年にわたる祝賀が遂行された。70 周年の様々な式典は、国連を世界中の地方のまた一般の聴衆と結びつけそして国際連合とその活動に対する更なる支援を発生させるのに役立った。

118. 包括的な管理改革の 10 年に続いて、事務局は今や、近代的な、効率的なそして統合されたグローバル組織として活動する良い場所にある。新しい企業資源計画立案システムである、ウモジャを通して、事業過程は、私たちの地球規模の活動全体で、標準化されそして自動化されてきた。このことは、私たちが事業を行う方法を再検討しそして過程を単純化しまた合理化しそして事務局の断片化された行政構造を整理統合する機会である。資源の私たちの管理を強化することを希望して、加盟国は、私たちに任せた。新しいグローバル・サービス提供モデルに対する私の提案は、策定されそして総会の第 71 会期の総会に提出される。

119. 新しい職員の選抜と管理された機動性システムが、2016 年 1 月 1 日に POLNET（政治、平和および人道任務ネットワーク）を始めることで始まった。このシステムは、多様な技能と経験をもった職員の融通のきく地球規模での労働力を構築すると同時に、人的資源管理に対するより戦略

的なまた地球規模の対処方法を提供している。情報通信技術資源の分裂を減らすことにおいて、著しい進展が、為されてきている。そして今度はそれが、ウモジャを支援しそして技術基準と良い慣行を遵守する国連の能力を高める。事務所環境を近代化することについても進展がまたあった。柔軟な職場の推進の第一段階は、2016年1月に始まった。

120. 私の在任中、国連の説明責任構造の一部を形作る司法行政の内部制度が、確立された。総会は、特に、管理職の説明責任と同様に職員の説明責任を確保する制度を想定した。独立パネルの報告書と制度に関するその評価に関する私のコメントは、第71会期中の総会で審議される別の報告書の対象となっている。

121. 事業リスクマネジメントは、事務局強化の私の構想の主要な部分となってきた。それは、国連全体の効果的な戦略的意思決定を促進しそして大きくなっている複雑さと不安定の環境における重大な問題に関する最も上級のレベルでの健全な対話を刺激している。事務局全体に及ぶリスク評価に続いて、国連は、組織上の構造、組織上の変革、戦略的な計画立案と予算割当、安全と防護、臨時の資金調達と管理、そして人的資源の戦略、管理と説明責任などの分野において国連に対する最も重要な戦略的リスクを緩和するための措置を講じている。

122. 国連が直面している最も重要なリスクの一つは、現在の安全保障環境である。安全保障の管理実行と政策における改善は、犠牲者を食い止めることにおいて効果を証明してきている。すなわち国際連合に対する攻撃の数の増加にもかかわらず、2011年以降、暴力の結果として殺害された要員の数は、より少ない。しかしながら、悲劇的に、第37項で言及された制服要員の重大な損失に加えて、15名の文民要員が、殆どが犯罪や市民の暴動による暴力行為の結果として、その生命を失った。国連はまた、重要な国際連合の計画や任務の実施とそれの釣り合いを取りつつ、危険性の高い環境に展開された職員に対する国連の注意義務を強化することに焦点を絞ってきた。世界的状況において、国連は、安全保安局の下で事務局のあらゆる安全保障資源の統合を通してその資源を整理統合しつつ、また国際連合要員のより一層の安全と国際連合要員に対する犯罪の実行者の責任に向けて受け入れ政府との共同作業を高めつつ、効果的且つ調整された対応を追求することを決意している。

パートナーシップ

123. 国際連合は、その活動の具体的な要素として提携の力を長く認識してきている。パートナーシップは、政府ばかりでなく実業界、民間慈善財団、国際組織、市民社会、ボランティア団体、地方当局、議会、労働組合、研究機関および学界を含むべきである。マルチ・ステークホルダー・アレンジメントは、利用可能な資源を著しく増やすこと、その使用の有効性を改善することそして政策と運用上の一貫性を増やすことにより、伝統的なパートナーシップに拡大したので、成功したことを証明してきた。そのようなパートナーシップは、公約と行動に向けることができ、そしてその成功は、役割、責任そして明解な説明責任を割り当てることにかかっている。マルチ・ステークホルダー・パートナーシップ・モデルは、責任を分担し、行動に大きな変化を起こしそして全ての関連する関係者が具体的な問題に対処することに集中する前途有望な方法として現れてきた。

124. マルチ・ステークホルダー・パートナーシップは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施にとって決定的に重要である。事業との関与は、重要性を特に証明している。民間部門を動員するための私たちの主要な活動（国際連合グローバル・コンパクト）を通して、8,000 以上の会社が、原則に基づく事業慣行を促進した国際連合目標を促進している。調査された大多数の会社は、彼らが持続可能な開発目標について認識していることを示した同様に大多数が、その事業計画において喜んで目標を実施すると述べている。明解な傾向が、幅広い持続可能な開発目標における合法的且つ関与している関係者として自らを見ながら、投資家を含む企業組織に、現れている。気候変動に関するパリ協定は、国際的な実業界との私たちの現在進行中の共同作業に関してもう一つの里程碑を、また同様にこの最も緊急な地球規模の問題について国際連合と事業との間のパートナーシップと協力のための開かれた新しい機会を、示している。

125. 民間部門と共に活動することにおいて国際連合の誠実さと説明責任を高めることは、不可欠である。国際連合・ビジネス協力に関する改訂された指針は、国際連合が 2030 アジェンダとパリ協定を実施する時、一貫したまた透明な民間部門関与のための重要な枠組として役に立っている。国際連合とビジネス部門との間の協力に対する原則に基づくアプローチに関するこれらの指針は、透明性と利害関係者の説明責任に関する明解な言語と共に、ビジネスと人権に関する指導原則にまた言及している。

第IV章

結論

126. 国連の活動に関する私の最後の年次報告書は、このように終わる。私は、これから先の莫大な課題に対して十分に準備した国連を残しそして国連の全加盟国と世界のあらゆる地方における「我ら人民」に仕えることができることを求めてきた。この報告書は、国際連合にとっての必要性が今まで以上に大きくなりそして増えているように見えることを明確にしてきた。国連は、世界中のあらゆる種類の緊急の地球規模の問題に関与している。来るべき10年間は、私たちが全ての人に尊厳ある生活を確実にするためまた戦争の惨害と不可逆的な気候変動の脅威から将来の世代を救うために私たちの約束を果たすならば、決定的になるだろう。私たちは、国連の三つの柱の全てを通して多数の現在進行中の改革を継続しなければならない。しかし私たちは、現在進行中の改革を自ら制限してはならない。継続したイノベーション、開かれていることそして独創力は、国際連合が、変化している地球規模の状況より先に止まりそして原則に基づいた集団行動の場所であり続けるならば、必要となるだろう。私は、加盟国に対し、その普遍的な加盟国と地球規模の範囲と共に、この絶対に必要な組織の責任ある使用を行うことを奨励する。私は、在任しているまさに最後の日まで、加盟国と共に活動することを期待している。